知多市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年１２月２１日

知多市長　宮　島　壽　男

知多市条例第３４号

知多市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

知多市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４５年知多市条例第７５号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第８条の次に次の１条を加える。

（在宅勤務等手当）

第８条の２　在宅勤務等手当の額、支給方法等は、知多市職員の例による。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。